

成田市公設地方卸売市場再整備・市場関連施設整備及び運営事業手法検討調査業務委託
受注者選定方針

1. 目的

成田市公設地方卸売市場再整備・市場関連施設整備及び運営事業手法検討調査業務委託（以下「調査業務委託」という。）の受注者の選定にあたっては、当該業務における関連性や調査期間に配慮し、一の受託者を選定するものとする。

この方針は、受注者を選定するための基本的な方針を定めたものであり、その評価基準を明らかにし、企画提案方式の公平性、透明性を確保するために定めるものである。

2. 受注者に求める基本的な資質

調査業務委託の発注にあたっては、本業務の意図及び目的を十分に理解しているとともに、専門的知識や時代の変遷に的確に対応した新たな取り組みや発想など、総合的視野に立った情報収集、解析能力、計画立案能力等を有することを望むものである。

3. 評価の実施

評価については、成田市公設地方卸売市場再整備・市場関連施設整備及び運営事業手法検討調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、評価を行う。

(1) 第一次評価

第一次評価は書類審査とし、提出された提案書等を基に実施要領第2条に規定する選定審査委員会（以下「委員会」という。）が別紙1「プロポーザル評価表（第一次評価）」に基づき評価を行い、評価得点の高い者から順に第二次評価に進出する者を5者以下に選定する。

なお、提出者が5者以下の場合は、第一次評価を実施せずに、全提出者を第二次評価に進出させることとする。

(2) 第二次評価

第二次評価は、プレゼンテーションによる評価を行う。

プレゼンテーションにおける提出者の持ち時間は25分以内とし、概ね15分程度の企画提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。

委員会は、提出者のプレゼンテーション及び質疑応答等について、別紙2「プロポーザル評価表（第二次評価）」に基づき評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。

4. 選定

(1) 第二次評価により決定された評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定する。

(2) 提出者が1者のみの場合、第二次評価から審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。6割に

満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(3) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。